

平成29年度 第4回

福島県環境影響評価審査会議事概要

(平成29年8月1日開催)

1 会議の名称

平成29年度第4回福島県環境影響評価審査会

2 日時

日時 平成29年8月1日(火)
午後1時15分開会 午後4時閉会

3 場所

ふくしま中町会館6階特別会議室

4 議事

- (1) (仮称)大滝山風力発電事業計画段階環境配慮書について(事業者による説明と質疑応答等)
- (2) 相馬伊達太陽光発電所整備事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申(案)
- (3) (仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申(案)
- (4) (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申(案)
- (5) (仮称)エア・ウォーター小名浜バイオマス発電事業環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例第22条の2第1項の意見に係る答申(案)

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稲森悠平委員、川越清樹委員、齊藤貢委員、濱田幸雄委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員、以上8名

(2) 事務局

環境共生課長 遠藤洋、主幹 三浦俊二、主任主査 柴田久男、副主査 新村博、技師 菅野年彦、以上5名

(3) 傍聴者 17名

6 議事内容

(1) 開会

(2) 議事録署名人の選出

議事録署名人については、稲森会長が、川越清樹委員、齊藤貢委員を指名した。

(3) 議事

ア (仮称)大滝山風力発電事業計画段階環境配慮書について(事業者による説明と質疑応答等)

事業者から、同配慮書の概要説明、事前に審査会委員から出された質問

等に対する回答がなされた後、質疑応答が行われた。

質疑応答は以下のとおり。

【稲森会長】

事業者紹介のところで、福島県郡山市に1, 200ha、東京ドーム約260個分の森林を取得しますとありますが、今回の事業実施想定区域の面積は何haですか

【事業者】

ご質問ありがとうございます。今回の事業実施想定区域の面積は約2,500haとなっております。

【稲森会長】

そうしますと太陽光発電や風力発電事業等の事業で1,200haとすると、これの2倍の面積が今回の計画と言うことですか。

【事業者】

はい、規模としては2倍程度の面積となっております。

【稲森会長】

今回の事業実施想定区域の面積は2,500haですが、この土地を全て取得したわけではないということですか。

【事業者】

説明不足で申し訳ありませんでした。事業実施想定区域の面積2,500haのうち、1,200haを取得しているということでした。

【稲森会長】

そういうことですね。わかりました。事業実施想定区域の面積としては2,500haありますけれども、そのうちの1,200haはすでに買われているということですね。

【事業者】

はい、事業実施想定区域の面積としては2,500haとしておりますが、用地を取得し、民地となっている部分が1,200haということです。

【稲森会長】

あとで残りの1,300haを購入するのですか。

【事業者】

残りの部分については国有林であったり、一部お借りしたりすることとなります。

【稲森会長】

その部分については林野庁などの許可を得て借りるということですね。

【事業者】

はいそうです。

【稲森会長】

なるほどわかりました。この資料だけだとよくわからないですね。

1, 200ha 取得して進めて参りますが、実際事業実施想定区域の面積は2, 500ha ですよと言われてもわからないと思います。全体の事業計画としては2, 500ha で、そのうちの1, 200ha は取得済みで、それ以外のところは林野庁等で許可を得て進める計画となっていますと説明すれば理解しやすいと思います。

【事業者】

ありがとうございます。申し訳ありませんでした。

【由井委員】

私が事前に質問していた配慮書本編の240ページの緑の回廊の分布図ですが、植生の方は132ページに植生自然度で表されている図がありますが、この事業の風車の位置というのは、この132ページのうちの薄緑の二次草原に建てるのか、あるいは一番多いピンク色の二次林に建てるのか、建てる部分の植生についても検討しているのかどうかを教えてください。

【事業者】

具体的な設置場所は今後検討するのですが、基本的には尾根に配置するという事で検討していきたいと思っております、この分布図からしますと、二次林が主な対象エリアとなってくるかと思えます。

【由井委員】

そうしますと、240ページの緑の回廊の一番細くなっている東側の部分がありますよね、日光・吾妻山地緑の回廊の一番ネック（細くなっている部分）になっているところです。ここは植生図で見るとピンク色（二次林）のような気がしますが、緑の回廊をできるだけ回避するとおっしゃっておりますけれども、多少幅がありますので全ての部分を渡り鳥やコウモリ類、クマやサルが通るわけではないと思います。ネックになっている大事な部分は完璧に残さないと意味が無いですよ。

例えばネックになっている細いところには風車は建てないと決めているのですか。

【事業者】

現在は風車を尾根上に置きたいと思っております、もちろん先生におっしゃっていただいたように、極力回避する方針で検討は進めたいと思っておりますので、そのような細い部分につきましても、まだ配置が決まっていないということもありまして、現時点で具体的にはお示しできないのですが、回避する方針で検討は進めさせていただきたいと考えております。

【由井委員】

実際に調べてみないとわかりませんが、基本的にはこのネックになっている部分は大事なので、避けなければいけないし、例えばそこに風車を建てないとしても、取り付け道路も影響しますので、やはりこの図を見れば一番大事なところであることがわかるので、避けるようにすべきです。本来であれば配慮書の段階で配慮すべきだったと思います。配慮書といいながら配慮していないということになりますね。

【稲森会長】

よろしいですか。

風力発電事業については住民の方から多くの意見が出されており、環境省からも今年の5月に新たなガイドラインが出されましたので、家などが近くにある場合は、風車の位置をできる限り離れた方がよいと思います。

私がよく言っているのは、工事をするとき、事業者がプレハブなどの建物の中に住んでみて、音がしないかどうか確認した方がよいのではないかとことです。そうすると事業者は、問題は無いですよと住民に言うと思いますが、現在音が気になるので窓に遮音カーテンを取り付けたという過去の事例もありますので、JEDさんは日本を背負う会社ですから、そういった点も含めて、配慮して事業を進めていただければと思います。

以上でこの案件は終了したいと思います。

イ 相馬伊達太陽光発電所整備事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申（案）

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明したところ、答申案について修正意見が出されたため、事務局が当該意見に基づき修正案を作成することとし、修正案の了承については会長一任とされた。

【齋藤委員】

確認ですが、「1 総括的事項（2）電波通信」に関する文章は風力発電事業に関する事なので本件には該当しないと思いますがいかがですか。また、2ページの「3 騒音・低周波音」に関する内容について、環境影響評価方法書における評価項目として低周波音が該当していませんが、いかがですか。

【事務局】

「1 総括的事項（2）電波通信」については、御指摘のとおりなので削除します。

低周波音については、騒音が御専門の濱田委員に御相談した際、太陽光発電所内に設置される変圧器から発生するとの御意見をいただきました。本件の近隣には住宅が存在し、低周波音の影響が生じる可能性が考えられ、事務局としては、環境影響評価のために最大限の調査を実施してほしいとの観点から答申案に記載しました。

【齋藤委員】

分かりました。続いて4ページの「景観について」の内容ですが、「太陽光発電施設の形状や塗色」は、太陽光パネルや変電施設など、発電所内のすべての設備に関する知事意見と考えてよいですか。

【事務局】

はい。また、太陽光発電施設の特徴として、太陽光の反射による影響やパネルから発生する放射熱の影響も考えられるため、その影響を少なくするための塗色を工夫して欲しいという趣旨です。

【齋藤委員】

この知事意見を受け取る事業者さんが、事務局の趣旨を理解できるような表現にしたほうが良いと思います。具体的には、どの施設をどのような塗色にすればよいのかが分かるようにして欲しいと思います。

【濱田委員】

太陽光発電施設の場合、太陽光パネルの受光部分には塗色できないので、適切な表現を事務局と相談したいと思います。

【由井委員】

最近では、太陽光パネルの受光部分が目立ちにくい色になっていますが、架台部分はまだジュラルミン系の白色が多いので、この部分を目立たない色に塗装するという考え方もありますので、私はこの表現でもよいと思います。

【濱田委員】

齋藤委員と由井委員の御意見を踏まえ、事務局と表現を検討したいと思いません。

【事務局】

濱田委員と協議のうえ、修正いたします。

【稲森会長】

答申案の「水環境について」に関して、発電所の工事により、放射性物質を含む土砂が事業区域外、特に事業区域の南側にある玉野溜池に流入しないよう、沈砂池を設置し、その維持管理をしっかりと実施することを求めることが重要なので、この趣旨が伝わるように表現を検討してください。

【事務局】

承知しました。

【稲森会長】

送電線の計画について簡単に説明してください。

【事務局】

当初の計画では、霊山付近を架空線で送電系統に連係する内容でしたが、当県の自然保護課において、霊山は重要な景観資源なので架空による送電を見直すよう求めました。その結果、地下を経由して伊達市で系統連係する計画に変更されました。

【稲森会長】

分かりました、発電した電気が有効に利用されるように送電計画をしっかりと検討して欲しいと思います。

【井上専門委員】

本事業の実施区域は飯舘村の北側なので、放射線量が周辺よりも高い可能性があります。したがって、知事意見に、放射線の評価に関する内容を記載すべきだと考えます。

【事務局】

相馬市や住民の方からは放射線に関する意見がなかったため、答申案には記載しませんでした。

【井上専門委員】

本事業は大規模な開発になり、森林の伐採や土地の造成が伴うので、現地の調査を実施した上で、放射性物質の飛散や流出防止に関する意見を記載すべきではないでしょうか。

【事務局】

元々、事業者は、「放射線の量」は評価項目にする必要はないと主張していたのですが、事務局にて、現地の調査を実施することを求めた結果、環境影響評価方法書において評価項目に設定された経緯があります。

井上専門委員の御意見を踏まえ、放射線の量に関する知事意見を記載するよういたします。

ウ (仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申(案)

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明したところ、答申案について修正意見が出されたため、事務局が当該意見に基づき修正案を作成することとし、修正案の了承については会長一任とされた。

【由井委員】

専門分野ではないのですが、騒音の3（1）のところで、「本事業の実施に伴い発生する騒音等について～」とあり、その下に工事による騒音について書いてありますが、本事業の実施に伴い発生する騒音は、稼働時の騒音も含むと考えてよろしいですか。

【事務局】

「本事業の実施」という文言は、工事着手から全てということです。

【由井委員】

そうですね。その下の（2）のところも「風力発電機の稼働に伴い発生する騒音等～」と書いてあるので、多少重複していると思うのですがそうではないのですか。

【事務局】

川内鬼太郎山風力発電事業の場合もそうなのですが、多少重複している部分があります。それに関しては自治体からいただいた意見等を引用した経緯があるので、今のところ完全に整理し切れていません。

【由井委員】

（1）の末尾のなお書きのところに、「感じ方は人それぞれであり～」とあるのですが、それと同じことをその下の（3）の一行目の末尾でも「感じ方は人それぞれであり～」と言っているので、重複しているような気がするんですが、専門外なので意味が違うのかなと思いました。もし重複しているのであれば、専門の濱田先生と相談して切り詰めた方がよいと思います。

【事務局】

そこは相談させていただきます。もともと（3）の方は、不確実性があるからと言うことで意見が出されました。郡山市長からだと思います。そこで感じ方は人それぞれで、科学的に未解明なのではなく、不確実性があるからだという文言だったのですが、そこは揃えてしまった経緯があって同じ文言になってしまったと思いますので、整理できるのであれば整理した方がよいとは思ったのですが、今回はこのような形で整理してしまいましたので、この後調整させていただきます。

【由井委員】

もう一つあります。6ページの「10 廃棄物」の（2）の二行目に、「将来老朽機器を適切に廃棄処分する計画とすること。」とあるのですが、方や7ページの「13 その他」の（2）のところにも、「事業終了段階における施設の撤去について検討すること。」と書いてあるので、一部重複しているような気がするのですが。

【事務局】

前の部分については、廃棄物に限った意見として整理しています。結局重複しているのですが、後の方は事業終了時にどうするのかその計画をきちんと考えてくださいと言うことになっています。ここでは施設撤去と書いていますが、場合によっては施設を継続する可能性も残っていて、そういった観点から意見案として入れております。

【由井委員】

13(2)は施設撤去に伴う騒音等が入るとのことですね。10(2)は老朽施設を廃棄のみに限定しているのですね。事業者にわかってもらえればいいのですが私ではわかりませんでした。

【稲森委員】

先ほどの由井先生から御指摘があったところで、「感じ方は人それぞれ」とありましたが、これは要りますか。これは科学的に未解明な部分に入っています。

私が心配していることがありまして、安心と安全を混ぜて使うと訳のわからないことになってしまう可能性があると思います。

感じ方は人それぞれとしてしまうとなにか問題が起きるのではないかと思うのですよ。変な問題ということではありません。知事意見を見たときに、後ろにかかってくる「未解明」と言うところをどうすれば良いかですね。

安全と安心という意味では、安心は1億人全員の考え方が違います。安全というのはある基準を満足しているということなので、「科学的に未解明」というところを読み込んでしまわないように削除した方がよろしいのではないのでしょうか。

【須藤専門委員】

それでいいと思います。それはない方がいいと思います。当たり前の話だと思うので。一度書くと全てに書くことになりますよ。

【稲森会長】

私も最近「安心」という言葉は使わないようにしております。というのは、安心というところまでやればいいのか回答のしようも無いため、「安全」というのは様々な基準があるので安全ですと言えるのですが、こういった文書に「安心」という言葉を使うには、先ほども申しましたとおり、科学的に未解明な部分が多いので注意した方がよろしいのではないのでしょうか。

【事務局】

「科学的に未解明」の部分は削除します。須賀川・玉川風力発電事業の際に住民の方が来られて、人それぞれ感じ方は違うということをお話されたので、それを反映した経緯があります。

【濱田委員】

「感じ方は人それぞれ」という言い方が問題で、やはり感覚的なものは個人差がありますので、それは私は入れておいてもいいのかなとは思いますが、次の「科学的に未解明」の部分とどう繋ぐか、齟齬を起こさない言い方に変えればよいのではないかと思います。「感じ方は人それぞれ」で「科学的に未解明」では、何に基づいてやっているのかということになってしまうと思います。

【事務局】

では「科学的に未解明であることから～」としてよろしいですか。併せて川内鬼太郎山も同じように変えさせていただいてよろしいでしょうか。

【由井委員】

もう一度その文章を読むと、「騒音等については、科学的に未解明な部分が多く」ではすこし言葉が足りないので、「騒音等が人に及ぼす影響については」とすればよろしいのではないのでしょうか。動物にまで影響があるとは言っておりませんので。

【濱田委員】

誤解を招かないためには適切だと思います。

【稲森会長】

そうしましたらこの案件はこれで終了とします。

エ (仮称)川内鬼太郎山風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の意見に係る答申(案)

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明したところ、答申案について修正意見が出されたため、事務局が当該意見に基づき修正案を作成することとし、修正案の了承については会長一任とされた。

【井上専門委員】

この地域は除染特別地域になっていたかと思いますが、そうすると放射性物質に対する住民の懸念が大きいと思います。川内村長の意見でも、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理して欲しいという意見が出ています。ですので、総括的事項の中に、その文言を付け加えていただいて、個別的事項のところでも、今書いてある内容が飛散についてだけなので、工事に伴って排出される放射性物質に汚染された廃棄物や土壌の処分方法を十分に検討して、住民の再汚染を招かないということを入れることが必要だと思います。

【事務局】

その点は先例がありまして、阿武隈南部風力発電事業の知事意見作成の際に、知事意見として書いてしまうと、かえって住民の心配を増幅する恐れがあるこ

とをこちらとしては懸念しています。ですのでその点に関してどこまで言っているのかということがあります。また、川内鬼太郎山に関しては、阿武隈南部風力発電事業の場所よりも影響が少ないと考えられますので、その辺の兼ね合いから具体的に強く指摘するところまで案文としては作れない状況です。

【井上専門委員】

阿武隈南部の時に私が言えば良かったのですが、やはり先ほど申しましたように放射性物質の問題は住民の一番の懸念事項だと思いますので、住民の不安を招かないようにするというところまで書かなくても、汚染物を適切に処理するというところはきちんと書いておいた方がいいと思います。

【事務局】

まず「10 廃棄物」と「11 放射性物質」のところだけ、それぞれの環境影響評価項目に対する意見としての区別があり、基本的に今の段階ではある程度は網羅できていて、11の部分は具体的な言い方になっていないので、個別具体的に言うべきところがあるとすればそれはやはり追加する必要があると考えられます。

【井上専門委員】

11の表現はだいぶ抽象的で、具体的にどうすれば良いのかということが読み取りにくいところもあると思います。当然伐採や土地の改変を行うわけですから、「放射性物質に汚染されたものの処理、処分をすること」との文言を書く必要があると私は思います。

【事務局】

11の表現は言い方を弱めるためにあえてこのようになっているのですが、具体的に何を言っているのかと言いますと、該当する山林の放射線量がどうなっているのかわかっていないという状況ですので、三行目のところで「当該山林の土壌や周辺河川の底土等に含まれる放射性物質がどの程度分布しているのか、それをきちんと調べてください。」という言い方になっています。それを受けてきちんと対応していただきたいということです。2番目が除染等の作業にあたる作業員の健康への配慮ということで川内村長から意見があり、それを具体的に追加した形になっております。また、資材の輸送及び搬出入について、放射性物質が付着した土壌が様々な場所に運ばれて飛散するというようなことも予防していただきたいということで、川内村長の意見でもありますので、それを反映した形になっております。放射性物質に係る廃棄物に関してですが、確かに具体的には言っていないですが、例えばなお書きの建設残土の対象事業実施区域外の搬出をやめていただきたいということと、なお書きの部分の「等」に含めた形で「適切な処理方法を十分に検討し、」というところに入れていきます。さらに、放射性物質を含む廃棄物を具体的にきちんと処理するようにとの

案文を入れ込むことはあり得ると思います。例えば11の案文を分解して、個々に(1)(2)(3)とし、その中に放射性物質を含む廃棄物についても具体的に書いて案文に追加するということはあると思います。最終的にはそれと比較して、今の段階ではどうだろうと考えたときに、起案者としての考え方としては今の段階では納得いくわけではないですが、なるべく不安を招かないような言い方として入れたいと思います。

【井上専門委員】

基本的には森林は除染していないんですよね。住民の方は除染特別地域であって汚染されていると言うことはわかっています。それに対して十分に配慮していると言うことで書いておく必要があるのではないのでしょうか。

【須藤専門委員】

私もそれは同感ですね。いろいろ中間貯蔵施設に持って行かなければならないことはわかっているのですが、山林は対象外になっています。ですのでこれは述べるべきだと思いますよ。前回入れ忘れていたのであれば、今回入れた方がいいですよ。

【稲森会長】

今書き方を考えていたのですが、当然除染はされていませんよね。どの程度汚染されているかしっかり測って状況を把握しなさいよということですよ。除染等にあたる作業員の健康管理ということは当然なのですが、そもそも言葉の書き方なんです。かなり汚染されているからどうこうということは事務局としては書きたくはないでしょうから、許容濃度を超える、超えないということは書けないのでしょうか。

【事務局】

先ほど井上専門委員がおっしゃたように、個別具体的に事実だけを述べると言う形で処理できるのではないかというお話をされていたので、例えば放射性汚染物質に関しては、具体的に検討して、その結果を記載してくださいという形で分けて文章を作れば良いのではないかと思います。

もう一つ具体的な事情として、近くに檜葉町の木戸川溪谷があり、木戸川ダムの下の方に遊歩道があり、先日の現地調査で行っていただいたことがあったと思うのですが、元々は観光地で、実際檜葉町で調べたところ、汚染はなかったということです。ただ、そうはいつでも除染をしないと観光客に来てもらえないと言う事情で、除染を行ったということがありました。この対象事業実施区域のそれより奥の場所になるので、檜葉町の方にどのような感じですかと聞いたところ、檜葉町としては、奥の汚染の状況は想定していないというお答えでしたので、調査をしていないのでわかりませんし、さらに稜線の上ですから状況が全然違うのでわかりませんが、今の段階では汚染の状況が具体的に

に全然わからない中で、積極的に意見を記載すると言うことが適作なのかというところは少し疑問です。

【井上専門委員】

木戸川のところは除染していますよね。そこの奥ですから、汚染度が低いと言うことはありえないですよ。福島第一原子力発電所の事故の際に、風向きによって飯舘村など北北西の方向に放射性物質が行ってますので、逆に下の方が汚染されていないので上の方も汚染されていないというのは、それは非合理的です。ですので少なくとも川内村は、私もここに行ったことがありますけれども、山林の汚染というのはそれなりに線量が高いですから、住民の方もよく知っていると思うんですよ。やはりそういうことは書いておいた方が良いと思います。

【事務局】

そうしましたら具体的に意見を付けさせていただく方向で、箇条書きで3つくらい、まず1つ目が除染関係のものを含む汚染された廃棄物の処理、2つ目が除染作業員の健康管理、3つ目がその他の環境保全措置でその一番前に状況をきちんと確認してくださいという内容を箇条書きにする方向性で井上先生にご相談の上、修正案としてとりまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

【稲森会長】

廃棄物等と放射線の量についてはだいたい似たような内容なんですか。

【事務局】

完全に分けられないのでどうしても重複してしまうところは出てきてしまいます。

【稲森会長】

当然除染はしなければなりません、放射性物質を封じ込められるかどうかは別として、線量が高い場合は封じ込めなければいけませんよと言うところは絶対必要です。放射性物質が含まれていたらきちんと対応するということが常識になっておりますから。事務局の話聞いていますと、それをあまり広げたくないという気持ちを感じますね。そういった放射線物質がまだたくさんあると言うことは当然皆知っているわけですよ

【須藤専門委員】

確かに不安がっているところがありますね。私は逆だと思いますよ。

【稲森会長】

逆になにも書いていない方が問題を引き起こす場合がありますからね。ですので、これまでの現況から、この地域ではこのような状況なので、こういった点を含めて留意した上で対応してくださいというような真面目な表現の方がいいのではないのでしょうか。稜線であってももう汚染されていることはわかりき

っていますので。その濃度がどれくらいかわかっていないので書くのが難しいと思いますが、そこは調べてもらえばいいと思います。

【須藤専門委員】

その場所の「汚染状況を確認した上で～」というような枕詞を付ければいいと思います。

【稲森会長】

動植物生態系のところで「状況の把握に十全を期し～」と書いてあるので、おそらくそのような表現になると思います。事実は事実関係の中で、その地域は放射能で汚染されているという報告がなされている等、そういった点も含めていただければと思いますが。よろしいでしょうか。

【事務局】

井上先生のご提案に沿って、1の総括的事項のところの適当な場所に、対象事業実施区域が除染特別地域にあたっているということを明記した上で、放射線についての案文を4つに分割して、具体的に説明し、調査をしてその結果を報告してくださいというような内容で検討して、文章を用意させていただきたいと思います。最終的には、井上先生とやりとりをさせていただいて、最後に各委員の方々からご了解をいただきたいと思います。

オ (仮称)エア・ウォーター小名浜バイオマス発電事業環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例第22条の2第1項の意見に係る答申(案)

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明したところ、答申案について修正意見が出されたため、事務局が当該意見に基づき修正案を作成することとし、修正案の了承については会長一任とされた。

【由井委員】

輸入する燃料の基準について記載すべきという意見を述べていたと思いますが、今回準備いただいた評価書(案)には、記載されていません。

【事務局】

今回準備した評価書(案)には、当該事項の記載が間に合わなかった。確定版の評価書は、当該意見に係る事項を付け加えたものが提出されます。

答申(案)の、環境保全措置の確実な実施とは、当該基準に沿って受け入れをすることという趣旨を含んでおります。

(4) その他

今後の各事業における環境影響評価の手続きの予定、審査会開催の予定について、事務局から説明した。